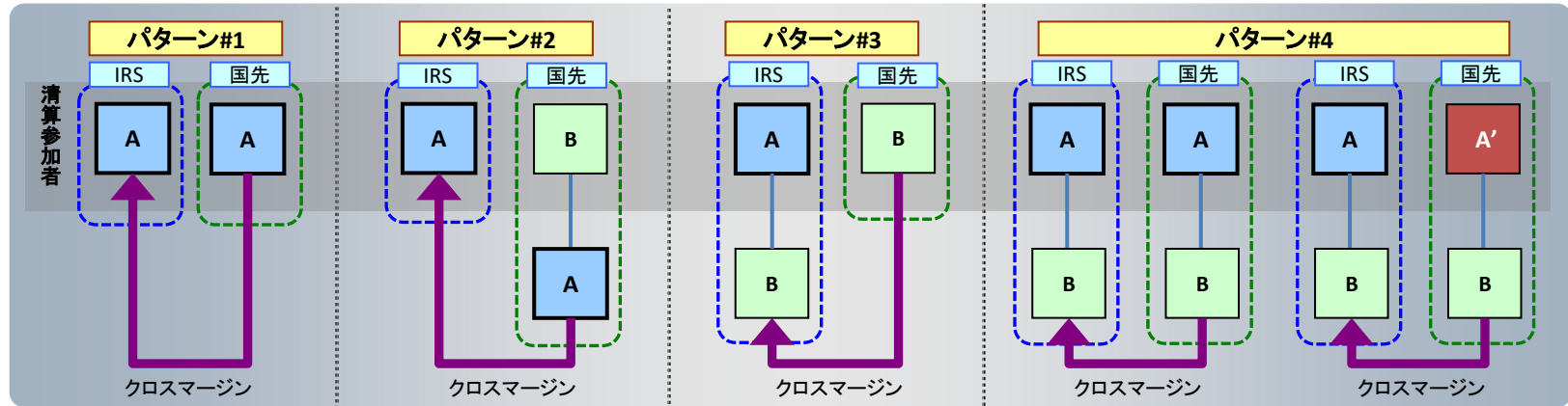


## <クロスマージン制度の対象となるパターン>

- ▶ 同一法人のポジションのみをクロスマージン制度の対象とする。
- ▶ 下図パターン # 4 における、清算委託者のポジションに関しては、金利スワップ清算参加者と国債先物等清算参加者が、同一企業集団に属していることを条件として、クロスマージン制度の対象とする。



## <クロスマージン制度の対象とならないパターン>

- × 異なる法人間におけるポジションはクロスマージン制度の対象外とする。  
(対象外のパターン I)
- × 同一企業集団に含まれない清算参加者 (右図「C」) を通じたクロスマージンの申請は認めない。  
(対象外のパターン II)
- × 複数の受託者を通じたクロスマージンの申請は認めない。  
(対象外のパターン III)

